

鳥取県訓令第9号

県有建物に関する広告物等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

県有建物に関する広告物等取扱規程の一部を改正する訓令

県有建物に関する広告物等取扱規程（昭和24年鳥取県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 この規程において建物を管理する者（以下「管理者」という。）とは、本庁の <u>庁舎（警察本部庁舎を除く。）</u> においては総務部長、地方機関（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第4項に規定する地方機関をいう。以下同じ。）の <u>庁舎</u> においては地方機関の長をいう。	第2条 この規程において建物を管理する者（以下「管理者」という。）とは、本庁においては統轄監、地方機関（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第4項に規定する地方機関をいう。以下同じ。）においては地方機関の長、 <u>その他においては各出納機関の長</u> をいう。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。